構造物工事(浄水場等)の諸経費算定基準変更の予定について【お知らせ】

仙台市水道局が発注する工事の積算方法について、下記の変更を予定しておりますので、お知らせします。

記

1 適用対象

仙台市水道局が発注する構造物工事(浄水場等)

2 変更内容 及び 適用時期

	諸経費*率の算定基準
令和7年3月以前の	
単価により予定価格	土木工事標準積算基準書(宮城県)
を算出する工事	
令和7年4月以降の	
単価により予定価格	水道施設整備費に係る歩掛表(国土交通省)
を算出する工事	

※諸経費=共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等

3 留意事項

- ① 令和7年4月以降の単価により予定価格を算出する工事は、諸経費率の算定基準の変更に伴い、共通仮設費及び現場管理費の対象額から管材費の2分の1を控除することになります。
- ② 各工事の適用単価については、施工条件明示書の「積算年月」をご確認ください。
- ③ 上記の予定が変更となる場合は、別途お知らせします。

4 お問い合わせ先

水道局 給水部 計画課 技術管理係 電話 022-304-0031